



山形県公報

令和2年7月21日(火)
第123号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……771
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……772
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道路線の廃止……………(道路保全課) ……773
- 昭和58年4月県告示第564号(県道路線)の一部改正……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正……………774

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………(商業・県産品振興課) ……776
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(教育庁) ……782

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第566号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営村山北部3地区土地改良事業(水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営村山北部3地区土地改良事業(水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型))計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所及び大石田町役場
- 縦覧に供する期間  
令和2年7月31日から同年8月31日まで
- その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第567号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月21日から同年8月4日まで縦覧に供する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|---------------------------------|------|--------------------|------------|
| 新庄市大字松本字北浦120番28から<br>同 819番3まで | 旧    | 33.0メートル<br>} 28.5 | メートル<br>40 |
| 同 上                             | 新    | 33.0メートル<br>} 28.5 | 同 上        |

**山形県告示第568号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月21日から同年8月4日まで縦覧に供する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字差首鍋字青沢境山外国有林20林班い小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月21日

**山形県告示第569号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月21日から同年8月4日まで縦覧に供する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字松本字北浦120番28から  
同 819番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月21日

山形県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、県土整備部道路保全課において縦覧に供する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 整理番号 | 路線名    | 起点    | 終点              | 重要な経過地 |
|------|--------|-------|-----------------|--------|
| 199  | 余目停車場線 | 余目停車場 | 東田川郡余目町大字<br>余目 |        |

山形県告示第571号

昭和58年4月県告示第564号（県道路線）の一部を次のように改正する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 一般県道の項の表中

|     |          |       |                 |  |  |   |
|-----|----------|-------|-----------------|--|--|---|
| 199 | 余目停車場線   | 余目停車場 | 東田川郡余目町<br>大字余目 |  |  | を |
| 205 | 砂越停車場山楯線 | 砂越停車場 | 飽海郡平田町大<br>字山楯  |  |  |   |

|     |          |       |                |  |  |     |
|-----|----------|-------|----------------|--|--|-----|
| 205 | 砂越停車場山楯線 | 砂越停車場 | 飽海郡平田町大<br>字山楯 |  |  | に改め |
|-----|----------|-------|----------------|--|--|-----|

る。

山形県告示第572号

次の開発行為は、完了した。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
令和2年5月25日 指令村総建第157号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
村山市大字楯岡字渋田5427番2、5428番1、7025番23の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び名称  
村山市中央一丁目3番6号 村山市土地開発公社

教育委員会関係

規 則

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和2年7月21日

山形県教育委員会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第12号

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管

理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を踏まえ、山形県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する法第2条第2項に規定する教育職員をいう。
- (2) 所定の勤務時間 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年県条例第93号）第7条に規定する学校職員の休日（以下「休日」という。）、同条例第7条の2の規定により休日と振り替えられた日及び同条例第7条の3に規定する代休日（同条例第7条の2の規定により勤務を要しない日及び休日以外の日と振り替えられた休日並びに同条例第7条の3の規定により勤務を命ぜられた休日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
- (3) 在校等時間 指針第3（1）の規定に基づき算定する教育職員が学校教育活動に関する業務を行う時間として外形的に把握することができる時間をいう。

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第3条 教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

告 示

### 山形県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により令和2年2月18日付け山形県選挙管理委員会告示第9号にて公表した平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和2年7月21日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

|            |      |            |       |        |                              |      |
|------------|------|------------|-------|--------|------------------------------|------|
| 候補者氏名      | 高橋啓介 | 所属党派       | 社会民主党 | 期間     | 平成31年1月25日から<br>平成31年4月19日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名    | 安藤利夫 |            |       |        |                              |      |
| 収入         |      |            |       | 支出     |                              |      |
| 主たる寄附      |      |            |       | 人件費    | 597,500円                     |      |
| （氏名）       | （職業） | （寄附額）      |       | 家屋費    | 511,558                      |      |
| （団体名）      |      |            |       | 選挙事務所費 | 500,958                      |      |
| 社会民主党山形県連合 | 政党   | 1,000,000円 |       | 集合会場費  | 10,600                       |      |
| 高橋けいすけ後援会  | 政治団体 | 1,000,000  |       | 通信費    | 131,599                      |      |
| 千歳貞治郎      | 倉庫業  | 200,000    |       | 交通費    | 0                            |      |
| 荒井正幸       | 無職   | 50,000     |       | 印刷費    | 773,840                      |      |
|            |      |            |       | 広告費    | 964,792                      |      |
|            |      |            |       | 文具費    | 17,332                       |      |
| その他の寄附     | 0件   | 0          |       | 食糧費    | 78,834                       |      |
| その他の収入     |      | 1,000,000  |       | 休泊費    | 0                            |      |
| 今回計        |      | 3,250,000  |       | 雑費     | 270,613                      |      |
| 前回計        |      | 0          |       | 今回計    | 3,346,068                    |      |
| 総計         |      | 3,250,000  |       | 前回計    | 0                            |      |
|            |      |            |       | 総計     | 3,346,068                    |      |

|              | 項目      | 金額       |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 120,160円 |
|              | ポスターの作成 | 550,000円 |
|              | 計       | 670,160円 |

|       |           |
|-------|-----------|
| 訂正年月日 | 令和2年6月12日 |
|-------|-----------|

|               |      |           |       |        |                             |      |
|---------------|------|-----------|-------|--------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名         | 伊藤重成 | 所属党派      | 自由民主党 | 期間     | 平成31年1月25日から<br>平成31年4月8日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名       | 佐藤武徳 |           |       |        |                             |      |
| 収入            |      |           |       | 支出     |                             |      |
| 主たる寄附         |      |           |       | 人件費    | 60,000円                     |      |
| （氏名）          | （職業） | （寄附額）     |       | 家屋費    | 245,718                     |      |
| （団体名）         |      |           |       | 選挙事務所費 | 245,718                     |      |
| 自由民主党山形県支部連合会 | 政党   | 600,000円  |       | 集合会場費  | 0                           |      |
|               |      |           |       | 通信費    | 0                           |      |
|               |      |           |       | 交通費    | 0                           |      |
|               |      |           |       | 印刷費    | 550,000                     |      |
|               |      |           |       | 広告費    | 220,170                     |      |
|               |      |           |       | 文具費    | 9,265                       |      |
|               |      |           |       | 食糧費    | 36,360                      |      |
| その他の寄附        | 0件   | 0         |       | 休泊費    | 0                           |      |
| その他の収入        |      | 1,500,000 |       | 雑費     | 20,785                      |      |
| 今回計           |      | 2,100,000 |       | 今回計    | 1,142,298                   |      |
| 前回計           |      | 0         |       | 前回計    | 0                           |      |
| 総計            |      | 2,100,000 |       | 総計     | 1,142,298                   |      |

|              | 項目      | 金額       |
|--------------|---------|----------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 0円       |
|              | ポスターの作成 | 550,000円 |
|              | 計       | 550,000円 |

|       |          |
|-------|----------|
| 訂正年月日 | 令和2年7月6日 |
|-------|----------|

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において令和2年8月21日まで縦覧に供する。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ鶴岡店

鶴岡市美咲町21番地2外

2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

令和2年3月6日

3 意見の概要

1階駐車場がピロティ方式となり死角になりやすいため、防犯カメラを設置すること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                 | 規格<br>住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル | 公募<br>戸数 | 区分                  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |                                            |
|---------------------|---------------------|------------|-------------------------------|----------|---------------------|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                     |                     |            |                               |          |                     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第2ア<br>パート1号    | 山形市鈴川町三<br>丁目18-48  | 3K         | 44.4                          | 2        | 一般用                 | 11,800                  | 13,600                                     | 15,600                                     | 17,600                                     | 19,600 | 19,600                                     | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                   |
| 同<br>2号             | 同<br>18-51          | 同          | 44.4                          | 1        | 同                   | 12,200                  | 14,100                                     | 16,100                                     | 18,200                                     | 19,000 | 19,000                                     | 単身可                                        |
| 同                   | 同                   | 同          | 44.4                          | 1        | 特定目的用<br>(高齢・障がい者用) | 12,200                  | 14,100                                     | 16,100                                     | 18,200                                     | 19,000 | 19,000                                     | 同                                          |
| 同<br>3号             | 同<br>17-25          | 同          | 44.4                          | 1        | 同                   | 12,000                  | 13,900                                     | 15,900                                     | 17,900                                     | 19,600 | 19,600                                     | 同                                          |
| 同<br>4号             | 同<br>17-22          | 同          | 44.4                          | 1        | 一般用                 | 12,000                  | 13,900                                     | 15,900                                     | 17,900                                     | 19,600 | 19,600                                     | 同                                          |
| 同<br>5号             | 同<br>17-17          | 同          | 44.4                          | 1        | 同                   | 12,200                  | 14,100                                     | 16,100                                     | 18,200                                     | 19,000 | 19,000                                     | 同                                          |
| 同<br>五十鈴アパ<br>ート1号  | 同<br>大野目二<br>丁目2-52 | 同          | 51.2                          | 2        | 同                   | 14,600                  | 16,900                                     | 19,300                                     | 21,700                                     | 24,900 | 26,200                                     | 単身可                                        |
| 同                   | 同                   | 同          | 51.2                          | 3        | 同                   | 14,600                  | 16,900                                     | 19,300                                     | 21,700                                     | 24,900 | 26,200                                     | 同                                          |
| 同<br>2号             | 同<br>2-50           | 同          | 51.2                          | 1        | 同                   | 14,600                  | 16,900                                     | 19,300                                     | 21,700                                     | 24,900 | 26,200                                     | 単身可                                        |
| 同                   | 同                   | 同          | 51.2                          | 1        | 同                   | 14,600                  | 16,900                                     | 19,300                                     | 21,700                                     | 24,900 | 26,200                                     | 同                                          |
| 同<br>3号             | 同<br>2-46           | 同          | 51.2                          | 2        | 同                   | 14,600                  | 16,900                                     | 19,300                                     | 21,700                                     | 24,900 | 26,200                                     | 同                                          |
| 同<br>馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同<br>円心寺町<br>21-27  | 3DK        | 59.3                          | 1        | 同                   | 17,600                  | 20,300                                     | 23,200                                     | 26,200                                     | 30,000 | 34,600                                     | 同                                          |
| 同<br>2号             | 同<br>21-26          | 同          | 59.3                          | 1        | 同                   | 17,600                  | 20,300                                     | 23,200                                     | 26,200                                     | 30,000 | 34,600                                     | 同                                          |
| 同<br>桜町アパー<br>ト1号   | 同<br>桜町四丁<br>目12-16 | 同          | 58.4                          | 1        | 同                   | 19,400                  | 22,400                                     | 25,700                                     | 28,900                                     | 33,100 | 38,200                                     | 同                                          |

|                  |                      |      |      |   |                 |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------|------|------|---|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 宮町アパー<br>ト1号   | 同 宮町二丁<br>目8-23      | 同    | 66.5 | 1 | 同               | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 | 単身可 |
| 同 4号             | 同 8-32               | 同    | 64.2 | 1 | 同               | 21,800 | 25,100 | 28,700 | 32,400 | 37,000 | 42,700 |     |
| 同 深町アパー<br>ト1号   | 同 深町一丁<br>目7-39      | 同    | 64.2 | 1 | 同               | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 38,000 | 43,800 |     |
| 同 2号             | 同 7-37               | 同    | 62.6 | 1 | 同               | 22,100 | 25,500 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,300 |     |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>五丁目27-15   | 3LDK | 71.9 | 1 | 同               | 28,900 | 33,400 | 38,100 | 43,000 | 49,200 | 56,700 |     |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号  | 同 山市美咲町二<br>丁目3      | 3DK  | 51.8 | 1 | 同               | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 |     |
| 同 金生アパー<br>ト1    | 同 金生一丁<br>目13-13     | 3K   | 44.4 | 1 | 特定目的用<br>(農林等用) | 10,400 | 12,100 | 13,800 | 14,700 | 14,700 | 14,700 | 単身可 |
| 同 鷲ヶ袋アパ<br>ート1号  | 同 旭町二丁<br>目7-1       | 3DK  | 54.6 | 1 | 一般用             | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 同   |
| 同 長清水アパ<br>ート1号  | 同 長清水一<br>丁目10-11    | 同    | 69.4 | 1 | 同               | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 37,900 | 43,700 |     |
| 同 8号             | 同 10-18              | 同    | 70.1 | 1 | 同               | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 33,900 | 38,800 | 44,800 | 単身可 |
| 同 日光アパー<br>ト3号   | 同 天童市北久野本<br>四丁目14-3 | 2DK  | 55.5 | 1 | 同               | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 同   |
| 同 4号             | 同 14-4               | 3DK  | 62.9 | 1 | 同               | 22,100 | 25,500 | 29,200 | 33,000 | 37,700 | 43,500 | 同   |
| 同 長岡アパー<br>ト1号   | 同 中里一丁<br>目2-1       | 同    | 75.9 | 1 | 同               | 27,100 | 31,300 | 35,800 | 40,400 | 46,100 | 53,200 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パート1号 | 同 駅西二丁<br>目2-27      | 同    | 64.2 | 1 | 同               | 19,000 | 22,000 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,400 | 単身可 |
| 同 2号             | 同 2-30               | 同    | 61.0 | 1 | 同               | 18,100 | 20,900 | 23,900 | 26,900 | 30,800 | 35,500 |     |
| 同 3号             | 同 2-31               | 同    | 64.2 | 2 | 同               | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 37,900 |     |



|                  |                            |      |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------------|------|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 天童南部ア<br>パート3号 | 同 南町三丁<br>目18-3            | 3LDK | 79.9 | 1 | 特定目的用<br>(店舗・事務所) | 29,100 | 33,600 | 38,400 | 43,300 | 49,500 | 57,200 | 单身可 |
| 同 近江アパー<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1           | 3DK  | 64.2 | 1 | 一般用               | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 |     |
| 同                | 同                          | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 单身可 |
| 同 2号             | 同                          | 同    | 64.6 | 1 | 同                 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 |     |
| 同 3号             | 同                          | 同    | 64.6 | 2 | 同                 | 19,500 | 22,500 | 25,800 | 29,100 | 33,200 | 38,300 |     |
| 同 中原アパー<br>ト2号   | 同 中山町<br>大字長崎881-<br>2     | 同    | 69.4 | 1 | 同                 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 |     |
| 同                | 同                          | 同    | 69.4 | 1 | 同                 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | 单身可 |
| 同 長崎アパー<br>ト     | 同 8035<br>-205             | 同    | 62.8 | 1 | 同                 | 16,800 | 19,400 | 22,100 | 25,000 | 28,600 | 33,000 | 同   |
| 同 南寒河江ア<br>パート1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5   | 同    | 62.6 | 1 | 同                 | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 | 28,700 | 33,100 |     |
| 同 2号             | 同                          | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 |     |
| 同 谷地アパー<br>ト2号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 同    | 71.1 | 1 | 同                 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト     | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3     | 同    | 59.3 | 2 | 同                 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23         | 同    | 54.6 | 1 | 同                 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | 单身可 |
| 同                | 同                          | 同    | 54.6 | 1 | 同                 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 |     |
| 同 楯岡中町ア<br>パート   | 同 楯岡中町<br>5-1              | 同    | 63.7 | 1 | 同                 | 19,900 | 22,900 | 26,200 | 29,600 | 33,800 | 39,000 |     |
| 同 東根中央ア<br>パート2号 | 東根市中央四丁<br>目3-2            | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | 单身可 |

|               |                              |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|---------------|------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 尾花沢アバ<br>一ト | 尾花沢市新町一<br>丁目9-36            | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,000 | 22,000 | 25,200 | 28,400 | 32,400 | 37,400 |     |
| 同 大石田アバ<br>一ト | 北村山大石田町<br>大字大石田甲<br>623-157 | 同 | 59.4 | 2 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | 单身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年8月4日から同月9日までの午前10時から午後6時まで

ただし、郵送の場合は、令和2年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和2年10月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立学校無線LAN整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁教育庁分室1（14階）  
(2) 日時 令和2年8月31日（月） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立学校無線LAN整備業務 一式  
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで  
(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。  
(2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することにより認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。  
(6) 過去5年以内に公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校における無線LANの構築業務を受託した実績がある者（共同企業体の構成員（出資比率が20%以上である者に限る。）として当該業務を受託した実績がある者を含む。）であること。  
(7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。

- (8) 共同企業体の全ての構成員が (1) から (4) までの要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体のいずれかの構成員が (5) 及び (6) の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教育政策課教育情報化推進担当 電話番号 023(630)2409
  - 5 入札保証金及び契約保証金
    - (1) 入札保証金 免除する。
    - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
  - 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
  - 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
  - 8 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 その他
    - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年8月13日（木）午後1時まで山形県教育庁教育政策課教育情報化推進担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
      - イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）
      - ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
    - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
    - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
    - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
    - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
    - (6) 詳細については入札説明書による。
  - 10 Summary
    - (1) Nature and quantity of services to be required: Wireless LAN construction at Yamagata Prefectural School: 1 set
    - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 31, 2020
    - (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2409

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤   | 正   |
|------------|-----------|-----|----|-----|-----|
| 令和 2. 6.12 | 第112号     | 660 | 18 | 上山市 | 山形市 |